

宇都宮市緊急時相談支援事業について（令和4年2月1日開始）

1. 事業の概要

地域で生活する障がい者及びその家族等が安心して地域生活を送ることができるよう、障がい者生活支援センターが、夜間休日を含む緊急時の電話相談の受け付け及び定期的な見守り支援等を実施し、緊急受け入れが必要な場合は、市及び障がい者生活支援センターが受け入れ施設を調整します。

なお、利用にあたっては登録制とし、登録の際に障がい特性、家族情報、服薬情報等について、障がい者生活支援センターの相談支援専門員が面談等による聞き取りを実施します。

聞き取った情報は市が適正に管理し、緊急受け入れの際に、情報を受け入れ施設に提供し、スムーズな支援につなげます。

2. 緊急時の定義

本事業における「緊急時」とは、介護者が突発的な病気や入院、死亡、その他やむを得ない理由により、障がい者に対し介護を行うことができなくなり、障がい者が居宅で単身生活することが困難な場合とします。

3. 対象者（登録の要件）

次の（1）から（3）のすべてに該当する方とします。

- （1）市内に在住する18歳以上65歳未満の在宅の障がい者
- （2）障がい福祉サービスを利用していない方、もしくはサービスを利用している方も、指定相談支援事業者と契約を締結していない方（セルフプランの方）
- （3）上記「2. 緊急時の定義」に定める状況が想定される方

4. 利用までの流れ

裏面参照

○問い合わせ先

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課

相談支援グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所本庁舎1階

TEL：028-632-2366 FAX：028-636-0398

E-mail：u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp

利用までの流れ

利用希望者・家族等

市 = 障がい福祉課

センター = 障がい者生活支援センター



利用を希望する場合、市もしくはセンターに相談してください。

市 : 対象となるかの確認

対象者

対象外の方



必要に応じ、短期入所等の障がい福祉サービス等の利用案内等



市に登録申請

センターの相談支援専門員と面談等の実施



センターが面談等での聞き取り情報をまとめ市に情報提供

市 : 情報の登録・管理

センター : 登録者からの緊急時電話相談への対応・訪問等の定期的な見守り

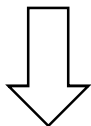


新たに障がい福祉サービスを利用し計画相談支援事業者と契約した場合等、本事業の対象外となり、本事業での支援を終了とする場合があります。

緊急時の支援の流れ

緊急事態発生(※)

※ ここでいう「緊急事態」とは、本紙「2. 緊急時の定義」に記載されている場合を想定しています。



登録者もしくは家族等は、センターの相談支援専門員に電話します。

センター : 夜間休日を含め、緊急電話の受付及び対応

センターは市と連携し入所施設等の受入れ先等の調整、確保を行います。

後日、関係機関を含め個別支援会議等でその後の支援の方向性の検討を行います。